

保険外併用療養費に関する事項

【特別療養環境室のご利用について】

当院の特別の療養環境室は、以下のとおりです。入院を希望される方は病棟へお申し付け下さい。室数に限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

なお、特別療養環境室にかかる「差額室料」については、加入しておられる医療保険からの給付はありません。ご利用の方には、治療費のほかに「差額室料」をご負担いただきます。

病棟	病室	設備	病床数	料金 (1日当たり)
3 東	309 号、310 号、311 号、312 号、313 号、314 号	テレビ 冷蔵庫 多機能家具 洗面台 トイレ	個室 (1床)	1,650円 (税込)
3 西	321 号、322 号、323 号、324 号、325 号、326 号 329 号、330 号、331 号、332 号、333 号、334 号			
4 東	412 号、413 号、414 号、415 号			
4 西	421 号、422 号、423 号、424 号			
5 東	512 号、513 号、514 号、515 号			
5 西	521 号、522 号、523 号、524 号			
6 東	612 号、613 号、614 号、615 号、616 号			
3 西	335 号、336 号、337 号	洗面台 間仕切り家具	4床室	330円 (税込)
4 東	409 号、410 号、411 号			
4 西	431 号、432 号、433 号			

* 特別環境療養室（治療上必要性のある場合の取り扱いについて）

患者の治療上の必要性または院内感染防止等の観点から、病院長が認めた場合に、特別療養環境室の料金をいただくことなく一時的に特別療養環境室をご利用いただくことがあります。必要期間経過後は一般病室への転室をお願いしております。

なお、特別療養環境室の利用を継続して希望される患者には、「同意書」を提出のうえ差額室料をお支払いいただくことになります。

【入院期間が180日を超える特別な料金の徴収】

当院では、入院医療の必要性が低い患者の事情により、180日を超えて一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院する患者については、下記のとおり特別の料金を徴収いたします。

180日を超えて「3 東病棟」に入院される場合・・・ 1日 2,321円（税込）

【回数制限を超えて行うリハビリテーションの特別な料金の徴収】

当院では、患者側の事情により、回数制限を超えてリハビリテーションを受けられる場合は下記のとおり特別の料金を徴収いたします。（税込）

脳血管疾患等リハビリテーション料	1単位（20分）	2,695円（税込）
廃用症候群リハビリテーション料		1,980円（税込）
運動器リハビリテーション料		2,035円（税込）
呼吸器リハビリテーション料		1,925円（税込）